

序

本書は、最近兩三年間に、私が新聞雑誌に發表した「読み物」の中から、支那の法律と國民性との問題に關係あるものを選び集めて一巻の書としたものである。

最初の一編は、その題名の示す如く、支那の法律に現はれたる支那人の國民性を論じたものであり、第二の「日本法理と支那法理」は、支那の法律理論にあらはれたる特質を日本のそれとの比較對照によつて把握せんとしたものであつて。此の二編の主張は、本書の眼目を爲すものといつてよい。第三の「法の字の解釋」は、「日本法理と支那法理」中に述べた支那上代に於ける神法の存在を立證する爲めの一編であり、第四の「新支那に於ける法律の根本問題」は、汪精衛氏を主席とする國民政府の法統繼承問題、治外法權撤廢問題の前途等の時事問題を論じたものであるが、なほ其中で論じた「法三章」や「支那の生きた法律」の中には、支那の法律に現

はれた國民性の問題に關係せるものが少くない。第五の「民國初年に於ける滿洲の慣行調査」は、前編中に述べた支那の生きた法律と慣行調査に關聯して、家藏の稀覯資料を紹介したものである。第六「宦官きゝがき」、第七「相公きゝがき」の二編は、自然を愛する日本人の性情とは正に對蹠的なる支那人の人爲的、技巧的なものを好む性情を理解せしめる爲めに、支那に於いて最も最も不自然なる存在である此の二つのものを紹介したものであり、又第八「冥婚考」の一編は、支那人の形式性が最も顯著に現はれてゐる冥婚の奇習について考證を行へるものである。第九「北京の大學生」の一編は、私が北京の學校行政に關係して具さに觀察した、北京の大學、及び大學の生活を大膽率直に描出したものであつて、亦支那の國民性を窺ふ一助ともならうと思つて、茲に挿入した。最後の「邦人の大陸化」は、日支兩國民の密接なる交渉が、兩國の國民性に及ぼす影響について述べたものであつて、これまでの諸編は、いづれも斯くあるといふ論證であるが、此の一編のみは斯くあらねばならないといふ筆者の意見である。

本書の諸編は、冥婚考一編を除く外はいづれも「東京日日新聞」文藝春秋社の「現地報告」等に掲載されたものに多少の筆削を加へたものなるが故に、學術的に精緻なる考證を行ふことを許されず。且つ通俗を宗とした爲めに、興味本位に墮したところもあるであつて、いま此の一卷を手にして心中忸怩たるものがあるが、鶴脣捨て難き儘に、敢てこれを公刊する。

本書の眼目を爲す支那人の國民性の觀方について、讀者諸君にお断りして置きたいことは、本書所收の諸編は、その大半が筆者の北京在住中に執筆されたものであるといふことである。人を觀察し、批評するには、少し遠くにゐた方がいゝのであつて、あまりに接近してゐる者にはその人のあらが鼻について、肝心の美點がわからぬでしまう場合がある。民族の觀察も亦同じで、北京の胸眞中に住んで、四六時中、支那人の體臭を嗅がされてゐたのでは、却つて眞の支那人を見失ふことがあ

るかも知れない。又本書に論述されてゐる支那人の國民性は、法律、裁判、犯罪といふやうな人生の暗黒面を通じて眺められたものであることも、讀者諸君の注意を要せられるところである。併し、支那人の國民性を斯かる面から觀察することも、私は儘かに必要であると考へてゐる。近年「支那通」といはれる人々の書いたものを見ると、徒らに支那の社會制度なり支那人の性格なりを讃美したものが多い。又世人も、支那通の話を聞くときには、何か支那人のよい所、支那社會の優れた點を聞かざることを豫期してゐる。成る程「食通」といへば、常人の發見し得ざる美味を發見するのが食通であるから、支那通といふ以上は、支那は好もしいものだといふことが前提となつてゐるものでなければならぬかも知れぬ。併し、われわれは嚴正なる批判者として、支那人の正體を見極めることを念としなければならないのであつて、徒らに通人として異國的なものを樂んでゐる時ではないと思ふ。さういふ嚴正な態度で、支那の國民性の長短を論ずるといふことは、日支兩國民の親

善に障害を來す虞れがあるのではないかと心配される向きもあるが。私は、日支の兩國民が其の親善を永續させてゆく爲めには、お互ひに其の長短を知り抜いてあることが必要であると考へる。日支兩國のつながりは、宿命的な縁であつて、好惡によつて離合し得るやうな淺い關係ではない。支那の讀者も、恐らく日本人からお世辭を言つてもらうことと要求しないであらう。又今日日支の間柄は、お互ひにお上手を言ひ合はねばならないやうな、他人行儀の間柄であつてはならないと思ふ。支那人を敬愛し、これと提携して東亞の新秩序を建設せんとする熱情に於いては、筆者は敢へて人後に落ちるものでないことを、茲に確言して憚らない。

昭和十六年五月

瀧川政次郎 證

目次

法律に現れたる支那國性	一
一　はし　かき	一
二　極端性	六
三　矛盾性	五
四　形式性	三
五　硬化性	三
六　むすび	四
日本法理と支那法理	四七

一 は し か き	四七
二 一 體系ある思想と體系なき思想	四八
二 二 神法的な日本法の特色	四五
三 三 支那古代の神法	五五
四 四 法理の固定と異法理の消化力	五六
五 五 日本法に於ける佛教法理	六〇
六 六 日支兩國の歐米法輸入	六三
七 七 文化的創造力と模倣力	六五
八 八 日本の外來文化攝取力	六九
九 九 日本法理研究の氣運	七一
一〇 〇 日本法理則東亞法理	七三

「法」の字の解釋

一 一 遷の成立と當代の思想	七五
二 二 原始時代に於ける神判	七七
三 三 読文解字の誤謬	八〇

新支那に於ける法律の根本問題

一 一 新政府の法統繼承	八三
二 二 沿外法權撤廢の前途	八七
三 三 支那は法三章で治るか	九一
四 四 支那の生きた法律と實行調査	九八

民國初年に於ける滿洲の慣行調査 一〇七

一 清末に於ける慣行調査	一〇七
二 民初に於ける慣行調査	一〇八
三 黒龍江省の慣行調査項目	一一一
宦官 きさき がき	一一三
一 支那に於ける宦官の始め終り	一一三
二 宦官發生の原因と宦官の妻帶	一二三
三 宦官の供給（宮刑・自宮・私白）	一二七
四 宦官の產地と割勢手術	一二四

五 宦官の職務とその權勢	一四六
六 宦官の暴富と道觀	一五四

相公 きさき がき 一五九

一 相公と「かげま」	一五九
二 相公堂子と紅相公	一六三
三 世襲相公とその產地	一六五
四 相公の體色と媚術	一六六
五 支那に於ける男色	一七〇
六 日本に於ける男色	一七一
七 自拍子趣味の流行	一七七

八 男色と法律	一七
冥 婚 考	二一
はしがき	二一
一 現に行はれる冥婚の慣習	二三
二 冥婚の起源	二七
三 鬼乗に見えた冥婚	二九
四 冥婚に現れた支那の國民性	一五
北京の大學	一九
一 柏はづれのインチキ振り	一九
二 支那の大學教授と大學生	一九
三 彼等の醸し出す阿片文化	一〇三
四 享樂的。頗癡的なる男女大學生	一〇六
五 今後いかに對處すべきか	一一九
邦人の大陸化	一二三
一 高く評價し過ぎた支那文化	一二三
二 中毒性文化の俘となる危険	一二六
三 支那を禮讃する「日本の椅子」	一二九
四 すべてに打克つ獨創的文化	一三三
中國法調査會記事	

法律から見た文部省政

法律に現れたる支那國民性

はしがき

隣邦支那は、地理的にも、歴史的にも、日本と不可分の關係にあり、日本の休戚は係つて支那の運命如何にあるといふも、蓋し過言ではない。故に支那の國民性が、どんなものであるかは、われわれ日本人としては、日本の國民性が如何なるものであるかに次いで知悉してゐなければならぬ問題である。この問題の研究は、曾つては支那文化を咀嚼し、若しくは評價する爲めに必要であつた。専いでは支那と親善なる交際を續けていく爲めに必要であつた。併し、今日に於いては、この問題の探究は、支那と合作して東亞の新秩序を建設してゆく爲めに、切實缺くべからざるものとなつた。

従つて從來の如き香氣な研究は聽かされなくなり。その上に國運を賭しての政策を打ち建て得る底の、のつびきならないところを擱まなくてはならない際に立ち至つてゐる。是れ私が敢へて此の支那學事政の先輩學者の論じ古しで問題を捉へて、卓見を開陳せんとする所以である。

此の問題の探究には、文書記録を通じて爲す方法と、支那人の生活を實際に觀測して爲す方法との二があるが、私は、此の二者を併用することが、絶対に必要であつて其の何れか一を缺くも不可であると考へる。聖堂流の漢學者は言はずもがな、科學的といはれる東洋史學者と雖も、文獻的研究に終始して、實際的研究に疎なる憾みがある。反対にかの支那通といはれる一群の人々に至つては、實生活の觀察にのみ沈潜して、文獻的研究を忽ちにせる誹りを免れない。百聞一見に如かざることは申す迄もないが、體驗によつて觸れ得る範囲には自ら限界があり、實際によつて窺ひ得る生活の面にも亦自ら限度がある。文獻の研究に依つて古今を通観し、見聞の不足を補ふに非

ざれば、争^ばでか正鶴を得る事ができようぞ。況んや支那の社會に滯住すること久うして、觀測の新鮮味を失ひ、精神まで支那化してしまひ、支那を研究するといふよりは寧ろ支那に満してゐると評した方が適當な支那通の徒輩に至つては、殆ど此の問題を語る資格はないと言つてよい。

又私は支那の國民性を研究する爲めには、研究者が普遍妥當なる人生觀世界觀を有すると同時に、専門的知識を有することが、絶対に必要であると思ふ。支那人の性格を知ることは、結局に於いて、支那人を通じて人間性を知ることであり、支那人の特異性を認識することは、究極に於いて、支那民族性を通じて日本民族の特質を認識することであるから、普遍的に妥當なる人類觀を有する人でなければ、支那と限らず、いつれの國の國民性と雖も、研究の出來よう道理がない。又支那を全般的な立場から觀察することも、偉大なる人物にとつては不可能の事ではないが、文學者はその専門の文學の立場から支那を研究し、哲學者はその專攻せる哲學の立場から支那を研究し、

軍人は軍事の方面から、實業家は實業の方面から、技術者は技術の方面から支那を研究するといふ風に、一定の立場から此の問題を研究してこそ、その研究の成果は、眞に權威あるものと言ひ得られるのである。故芳賀矢一博士の「國民性十論」が、日本國民性の研究として、今日に至るまで其の權威を保つてゐるのは、博士がその軍政の日本文學の立場から我が國民性を検討せられた故ではなからうか。

支那國民性がいかなるものであるかは、此等専門家の眞鑑なる研究の成果を、重ね寫真の如く積み重ねてその裏を去り同を採つて、初めてその輪廓を窺ふべきものである。然るに、今日日本の一般知識階級が、普遍妥當なる人生觀はおろか、一般常識さへも疑はれる一部偏狹の漢學者から説を聽いたり、何の専門も持たない所謂支那通の連中から一かど通ぶつた話を聞いて、支那の國民性はこんなものと早合點してゐるのは、嘆かはしい極みである。日支兩國民が劍戦の間に見えなければならなくなつた今回不幸なる事件も、極言すれば、彼等支那通が國を誤つた結果だとも言へる。今日

支那の問題は、日本國民全體の問題とすべき問題であつて、一部の支那通のみの論すべき問題ではない。是の故に、私は茲に己れの淺學菲才を頼みず、事攻の法律學の立場から、この問題を論じてみる次第である。

斷つて置くが、茲に支那國民性としたが、その實は、支那國民の中心分子である漢民族の民族性のことである。又茲に法律といふのは、法律的なものといふ位の意味で法規、裁判、犯罪、訴訟等のあらゆる現象を包含してゐる。又國民性といふのは、地理的歴史的環境によつて育成せられた先天的及び後天的なる民族の特異性をいふわけであるが、勿論それらの特異性たるや、いづれも程度の差であつて、他民族の間にあつては、その片影をも認め得ないといふ性質のものでなく、又どうしても之を取除くことができないといふやうな宿命的なものでもない。又注意する迄もないことであるかも知れぬが、國民性は國民全體の特異性であつて、その國民に屬する個人の特性ではない。故に例へば、支那人は不潔を意としない國民であるといつても、個々の支那

人のうちには、日本人以上の潔癖家も亦あり得る。従つて次に述べるやうな、支那人の特異性と正反対の性格をもつ支那人が、一部にあるといふことそれ自體は、次に述べる支那人の特異性を否定する材料とはなり得ないと思ふ。

一 極 端 性

支那人も日本人も、究極に於いては、同じ人間である。故に支那人の性格にあることは、また大なり小なり日本人の性格のなかにもある。支那人は利己的だとは、よく人の言ふところであるが、凡そ利己的なのは人の本性であつて、日本人たつて本當のところは利己的だといへる。ただ日本人は、自然乃至社會的環境から、支那人以上に利己的本性を發揮することが制約されてゐるか、或は支那人ほど利己的本性を露骨に出さずとも済むといふだけのことである。又同時に日本人の持つ感情は、支那人たつて持たないものはないのであつて、日本人の持つ武士道的氣持の如きは、支那人には

持ち合せがないといふ人もあるが、支那の劇場などで、劇中の主人公が義侠的な行爲を行ふときに、観客が一齊に感激の聲を送つてゐるのを見ると、支那人の中にも、武士道的氣持の存することは争へない。宋書日本傳には、日本僧^{てらぬし}齋然が宋帝に謁して、萬世一系なる我が國體を語つたところ、宋帝はそれは太古の美風であるといつて、大いに欽仰の意を表したといふことが見てゐる。支那人たつて、易世革命よりは萬世一系の方がよいに違ひない。ただ支那人には、それを望んでも獲られないから、易世革命を合理化する理窟を捏ねてゐるだけである。故に支那人も日本人も、その人間として備つたものは同じであるが、そのあらはれ方が或るものは無といつてもよい程度に稀薄であるといふだけである。支那人にも知もあり、情もあり、意もあるが、私は支那人の知情意のあらはれ方は、日本人のそれに比して極端であると思ふ。支那人にも、喜怒哀樂は備はつてゐるが、その喜怒哀樂の情が、折に觸れ事に觸れて發する狀態は、日本人のそれよりも遙かに激越である。私は或る支那の青年と事を共にしたことがあ

るが、その青年は大いに私に傾倒して、「先生の爲めなら水火も敢へて辭しません。若し私が先生の意に副はないやうなことを致しましたら、どうぞ私を殺して下さい」といつてゐたが、その後私の許を去つてからは、著書一本もよこさない。彼がさういふ言を吐いたのも、私を瞞す爲めでもなく、彼が私の許を去つたのも、私を裏切つたのでもない。従つて私は、いま彼を非難する意思は毛頭ない。併し、彼の言動なり出處進退なりはいかにも支那人的に極端であると思ふ。支那古代の上表文を見ると最後のところに「死罪死罪讐言」とあるが、これは臣が陛下の威を畏れずして、此の上言を敢てする罪は、萬死に當るといふ意であつて、此の青年の言と同様である。^{支那的性質}^{チャイエイ}「死罪死罪」の著者アトサ！エッチ・スミスは、「死罪死罪」を I must be killed と譯して、西洋人を驚かした。日本人も興奮したときには、相當極端な言葉も發すれば、極端な行爲もある。併し、支那人に比ぶれば、日本人の言動は調和的であり、穩健である。私は、支那人の學生とは、可成り緊密な接觸を持つたが、彼等は現状維持派に非ざれ

ば、皆革命家であつて、穩健な改革意見を持つてゐる者は非常に少い。古人に対する批評をやらしても、隨喜渴仰する者があるかと見れば、罵詈謔諱至らざるなき者がある。従つて支那人の議論は、實に徹底的で、日本人の如く懶惰的ではない。支那では、漢以來、古文派、今文派なる二大學派があつて、數百年の間抗争し續けたが、日本には、斯やうな學派の對立は起り得ない。物事に徹底するといふことは、決して悪いことではない。理論に徹底すればこそ、諸子百家の議論も、百花と妍を競うことができたのである。事擧げせぬ我が民俗も、美點には相違ないが、その結果壯大なる理論體系の生れないことは缺點ともいへる。故に私が支那の國民性を論じて、極端であるといふのは、之を非難せんとする意圖を有するものではない。日本では封建的アンシャン・レチームから立憲君主制に進んだが、支那では君主專制から共和制へと飛躍してゐる。すべてのものが、極端から極端へと移つてゆくのであつて、昨日まで支那婦人といへば、深閨の裡に幽居してゐたかと思ふと、今日は洋装断髪、脛まで裂けた支

那服を着て、街頭でも婦人參政権を叫んでゐる。或る婦人運動の闘士が、「婦人の權利を伸張せしめる爲には、吾人は須らく羞耻心の桎梏より解放されざるべからず」と叫べば、女學生の裸體行進といふやうな極端なことまでやらうとする。君を諫めることが忠であるといへば、檻を折つて「龍蓬比干に従つて地下に遊ぶを得ば足れり矣」といふところまでやる。親の意を満たしめることが孝であるといへば、水上に臥して病父の爲めに鯉を釣るといふやうな馬鹿氣な眞似もする。約を違へないことが信であるといへば、水嵩まさる橋下に坐して柱を抱いて溺死するも、その場所を去らない。孔子が中庸といふことを特に説かれたのは、支那人の極端に馳せる缺陷を諷められたものではなからうか。北京を見物された日本人は、その壇廟の著しい荒廢に目をみはられたであらうが、その新たに重修を加へられたものは、絢爛眼を奪ふ極彩色である。又支那人の着物は、新調のものか、垢じみた弊衣かであつて、中途で洗濯したり、修理したりすることは殆どない。又支那料理ときたら、眞に味覺一點張りで、色彩の

調和とか、食堂の氣分とかいふものは、一向に考慮されてゐない。是れ亦衣食住にあらはれたる支那人の極端性である。斯やうな極端性をもつた人間が、激甚なる生存競争の渦中に投すれば、勢ひ徹底した利己主義にもなれば、殘忍な行爲も平氣で行ふやうになる。又それが唯々へ深い泥濘のやうな色慾の道に落込みば「願くば輕羅となりて細腰に接かん」とか、惡臭鼻を衝く纏足の沓を盆にして酒を飲む、といふやうなえげつないことにもなる。支那人の利己主義とか、殘忍性とか、耽溺性といふことは、支那の國民性を論する人々によつて屢々聞かされる言葉であるが、私は、それらの諸性は、いづれも支那人の極端性のあらはれてあつて、これを以て支那人の特異性となすことはできないと考へる。

此の支那人の極端性が、法律にどうあらはれてゐるかといふに、第一に刑罰の苛重、拷問の峻烈、行刑の慘酷となつてあらはれてゐる。支那では昔から刑罰が軽くして、擬律が寛大であるのを王政の理想としてゐるが、これを日本のそれに比すれば著しく

甚酷である。我が王朝の律令は、言ふ迄もなく、唐の律令を模倣したものであるが、兩者を比較対照すれば、我が王朝の刑は唐の刑より平均一二等輕い。江戸時代の刑罰は、戰國の餘風を承けて、恐しく慘酷であるが、元以來行はれた陵遲の如き峻刑は日本にはない。北京には、清朝時代に陵遲の刑を行つて専門技術者——これを劔子手といふ——が生き遺つてゐるが、その語るところに據れば、陵遲の刑を行ふには、受刑者を柱に縛りつけ、銳利なる刀をもつて先づ左の腿を剝ぎとり、次に右の乳を抉り次に又右の腿を剝ぎとり、次に又左の乳を抉り、次に両手、両足を斬つて、最後に首を落すのであつて、つまり鯛を三枚におろすやうに人間を八枚におろし、そのバラバラになつたものを籠に入れて郊外の屍坑に投げ棄てるのである。又明清の時代には、鰲割即ち刻み斬りとか、剥皮即ち皮はぎとかいふやうな、刑律に規定されてゐない慘刑が實際に行はれた。明の崇禎十二年には、鄭某なる者が母を鞭打つた罪に依つて鰲割の刑に處せられ、身に三千六百刀を加へられたといふ記録があり、清の同治四年に

は湖北省の士人が、夫婦してその母を殴つた罪に依つて、剥皮の刑に處せられたる記録がある。剥皮は極めて鋭利な刃物で頸から尻へ一直線に皮膚を剥き、その裂け口から刀を入れて鳥の翅を展げるやうに剝ぎひろげるもので、受刑者は一兩日苦しみ挨いで死ぬ。若し即時に死ぬやうな下手な皮の剝ぎ方をすれば、行刑者が死刑に處せられる。故に剥皮をやる行刑人は非常な熟練を要し、その専門家があつたといふ。拷問の慘烈なる光景は、元曲の「寶瓶冤」や明代の公案ものなどに盡されてゐる。又縊坐の範圍のひろいことも驚くべきもので、韓信の如く三族を夷げられたのはまだ軽い方で、靖難の變に殉じた方孝儒の如きは、その罪門人にまで及び、前述の剥皮の刑に處せられた士人の場合は、その罪近隣の者より其の地方官にまで及んでゐるのである。

支那人の極端性はまた現代の支那の法規にもあらはれてゐる。現代の中華民國法は、人も知る如く、歐米各國の民法の最も進歩せる箇所をあちこちつなぎ合せて作つた最新式民法で、支那固有法的分子は、殆どその中に包含されてゐないといつてよい。

自ら中華を以て居り、中華の天子に對しては、世界の國際法までも無視して、外國の使臣に三跪九叩の禮を強要した支那人が、三千年の光輝ある傳統を棄てて、所謂南蠻北舌の國の法律を殆ど無批判に採り入れたのは、その得失は暫く置いて論せずとも、極端の評は免れまい。成る程、日本も明治の始めには、極端なる歐米崇拜を行ひ、西洋の法律制度を大量的に輸入した。併し、ボアンナードの編纂した舊民法に對しては、即時施行派と延期派との間に激しい論争があり、延期派終に勝利を得て、親族相續の二編に、所謂淳風美俗を顧慮した純日本的の規定を置き得た。然るに支那に於いては、民法編纂に當つて、有效なる新進保守の争ひなく、支那固有法の思想は、殆ど法文の上に生かされてゐない。現代の支那法律が非支那的であるのは、歐米で育つた重慶政府の要人どもが、殆ど支那人といひ得ないほど歐化してゐるのと同じである。

以上に述べたやうな支那人の極端性が、何によつて生じたかは、極めて困難な問題であるが、一言にして答ふれば、支那の地理的、氣象的環境が、極端であることの影

響であらう。支那は山東半島を除いては、氣候概ね大陸的であつて、汎寒指を墜す寒さがあるかと思へば、身鎧中にあるが如き炎熱もある。又支那には高山は比較的少いが、極端に廣い平野があり、遡つても遡つてもはてしのない大河がある。これを氣候温暖にして、箱庭的な地形を有する日本の風土と比較するときは、その中に何千年といふ長い年月を送つた支那人の性格が極端に走つていつたことが、何だか解るやうな氣がする。又日本は四面環海の島國であるが、支那は諸外國と陸つきの國であるから、いろいろの異人種が入り込む。殊に、漠北寒帶の地に住む勇武なる民族は、中原の沃野を望んで、常に侵略の馬を進めてくる。その激甚なる民族の競争場裡に立つて、弱者である漢民族が、利己的となり、殘忍的となつて、武士道的精神を鍛磨し盡すのは、蓋し數の免れざるところといへる。

二 矛盾性

極端から極端へと馳せれば、その間に矛盾を生ずるのは、自然の理である。安史の亂に睢陽の城を守つた張巡のやうに、愛妾を割いて食えたる將士に食はしむれば、忠義は即ち忠義であるかも知れぬが、男女の情義を無視したといふ點に於いて、人倫の道から觀れば、一種の矛盾なることを免れない。又水上に坐して鯉を釣るのは、孝行かも知れぬが、その爲めに身體を毀せば、「身體髮膚之を父母に事く、敢へて毀傷せざるは孝の始めなり」といふ教へと矛盾する。支那では唐宋以來、割股行孝といつて自分の股の肉を割いて父母又は舅姑の藥瘡に供することが弘く行はれたが、流石に識者は此の矛盾に気が付いて、法を以てこれを禁するに至つたにも拘らず、明清の世に割股行孝者を旌賞し、社會もこれを歓迎したことは、支那民族の矛盾性をあらはしてゐる。斯やうに支那人は、矛盾を矛盾の儘に、平氣で放置しておける民族であるから、自分の言説と自分の行動とが背馳しても、敢へてこれを恥としない。故に支那人は、われわれ日本人から見れば、偽善者とも見えれば、破廉恥漢とも見えるのである。又彼

等は矛盾を平氣で犯す故に、われわれには不可解であり、無氣味である。私は、支那満洲に住む多くの日本人から「支那人は結局に於て不可解なものである。大陸に渡つて二三年の頃には、支那人といふものがよく解つたやうな氣がしたが、長く居る間にだんだん解らなくなってきた」といふ感懷を聞かされたが、支那人の矛盾性といふことを前提として此の言を聞けば、これある哉と領ける。われわれ日本人は、矛盾を矛盾の儘に放置しておくことのできない民族であるから、矛盾を平氣で犯してゐる人を見ると、底の知れない偉大な人物と觀る癖がある。何となれば、日本人が平氣で矛盾を犯してゐる場合には、その日本人は、必ずその矛盾と見える一つの事柄を調和する更に高次の原理を得てゐると觀るのが常識であるからである。是の故に、内地からホツと來た日本人などが、初めて支那の大官に會つて、「その底の知れぬやうな大きさには感心した」とよく言ふが、買被りもまた甚しいといはねばならぬ。不可解なものは神祕である。神祕なものに對して畏敬の念の生ずるのは、人情の自然であ

る。或る基督教がズブ素人の騎乗さしと對局したところ、件の素人が角行の頭の歩を突いたので、件の基督教は「恐れ入りました」といつて駒を投げ出したといふ話があるが、支那人を見て偉大なる性格と驚嘆する日本人は、この憐れむべき基督教と同類である。支那人の肚は大きいではなく、何にも無いのである。併し、この肚に何もないといふことが、意外の成功を齎す場合もないではない。無策であるといふことは、觀方によつては萬策であるともいへる。又矛盾を矛盾として放置しておけることは、一つの餘裕であつて、われわれ日本人が、支那人と接して一種の騰揚さを感じするのも、これが爲めである。又支那人の矛盾性といふことを悟らすして、日本人が大きな誤算をしてゐるのは、支那人の發する沒有法子といふ言葉である。われわれ日本人は、「もう仕方がない」と諦めたが最後、未練を残さないが、支那人の沒有法子は、その場だけのことであつて、一定の時間が過ぎて沒有法子でなくなつてくると、必ず蒸し返してくる。故に支那人の沒有法子は、今は仕方がないが、いまに出来るやうになれば、必ず何

とかやつてやるぞといふ意味にとらねばならぬ。沒有法子の言葉に安心してゐたり、沒有法子の連呼に、支那人は諦めのよい國民だなどと考へてゐたら、飛んでもない運算を生ずる。支那人は、多くの人の言ふやうに、執拗な國民であつて、決して諦めのよい潔白な國民ではない。

以上に述べたやうな矛盾性が、支那の法律にどう現はれてゐるかといふに、支那の刑律には、唐律以来、明刑鴻教の建前によつて、德治主義に基づく條規が多く設けられてゐるが、また之と水火相容れない法家の法術主義に基づく條規も少からず置かれてゐる。さうして此の兩者を統合するやうな、高次の原理は、一向發見されてゐないものである。唐律疏議、宋刑統、元典章、大明律、大清律例等の刑書に見える縁坐、連坐の制が、儒教の勸善懲惡主義と矛盾することは明かなことであり、又此等の法典に見える密告奨励の制が、發いて直となすことを憎む名教の精神に反するものなることは、茲に事新しく論する迄もない。支那人は、數千年の間、斯ういふ矛盾を矛盾の

體に克服せずに過してきた、呆れた民族である。二十數朝に及ぶ歴代の帝王は、陽に徳治主義を標榜し、陰に法治主義を實行し、兩者を表裏に使い分けることを政治と考へてゐたことは、歴朝の士大夫が、表向き儒教を尙んで、内實は道家的事樂生活を樂んでゐたのと同じである。又現代の支那が、前節に述べたやうに、歐米の極めてハイカラなる法律を輸入して、實生活と適合してゐないのも、明かに一種の矛盾である。又前節に述べた陵遲その他の慘刑は、いづれも不孝又は反逆の罪に對して科せられた刑罰であるが、斯くの如き慘刑に依つて、社會の風教を維持せんとすることは、抑も大なる矛盾であるといへる。

斯くの如き支那人の矛盾性が、極端性に隨伴して生じたことは言ふ迄もないが、支那の自然が、餘りにも悠大、且つ酷烈なることは支那人の矛盾性を養成するに與つて力があつたと思ふ。黄河揚子江といつたやうな大河が氾濫して、千里の曠野が荒漠たる海のやうになつてしまへば、人力をもつては奈何とも爲し難い。禹が十三年にして

洪水を始めたといふのも、單なる傳説であつて、十三年にして洪水が自然に治つたとみた方がよい。斯ういふ悠大にして酷烈なる大自然に接すると、人間は茫然自失して「え、どうにでもなれ」といふ投げ遣りの氣持になる。その氣持が矛盾を矛盾として放置しておく氣持にもなり、又何事にもあくせくせずに慢々的にやるといふ氣持にもなる。

二 形式性

支那人は矛盾を平氣で犯すといふものの、彼等とて同じく人間である以上、矛盾を矛盾として放置しておくのは、苦痛であるに相違ない。たゞその苦痛を我慢し得る程度が、われわれ日本人より遙かに大であるといふに過ぎぬ。從つて支那人も、極端に馳せて生じた矛盾を、うはべだけでも辯證を合せる爲めに、形式だけは立派に整へるやうになる。田夫野人に至るまで面子を尚び、外見を裝ひ、體裁を構へ、形式だに整

へば、内實は敢へて意としないといふ支那人の形式性は、斯くて成立したとみられる。支那人が面子を重んずる國民であることは、支那通の人々によつて喧傳せられた事柄であつて、日本人の頭に相當深く入り込んでゐる。從つて面子なる言葉は、日本人間に於いても屢々使用せられ、今やこの言葉は、新日本語とならんとしつつある。併し、日本人の大多數には、面子といふ言葉の本當の意味が解つてゐない。日本人は面子といふ語を昔から日本にある面目といふ語と略ぼ同義に解してゐるやうであるが、面目と面子とは代物^{じよぶつ}が違ふ。日本人のいふ面目なるものは、若しそれが立たねば、刀にかけても、といふ名實兼ね備つた真劍味のあるものであるが、支那人の面子なるものは、表面の顔さへ立つて、一時を糊塗できれば、それでよいといふものであつて、實を問はないものである。私は北京の商人からよく書物を買つたが、十五元といふ書物を十元にねぎると承知して持つてくる。請求書を見ると依然十五元と書いてある。それでは約束が違うちやないかといへば、いや十元支拂つてもらへばいいのだといふ。

即ち本屋は十五元で賣つたが、五元は懸け倒れになつたといふことにして面子を立てるのである。又私は北京に住んでゐた頃、支那人のボトイに家の中で痰を吐くことを嚴禁して置いたが、或る朝ボトイが階子に痰を吐いてゐるのを窓越しに見たので、私は屋の中から大聲で叱つた。するとボトイは、「今のは道路を通行する人が痰を吐いたのです」と答へた。この場合、私が「何を馬鹿な、俺は貴サマの痰を吐くところを窓越しに見てゐたぞ」といへば、ボトイの面子はなくなつて、彼は出ていつたかも知れないのである。晋の豫讓は、恩顧を受けた知伯の仇を報せんとして、趙襄子をつけ狙ひ、旅薬を服し、嘔となつてまで近づいたが、終に發見され、捕へられて殺されやうとした。この時豫讓は、「今日の事臣固より誅に伏せん。然れども願くは君の衣を請ひて之を擊ち、以て讐を報ゆるの意を致さば、即ち死すとも恨みじ」と言つたので、襄子は大いに之を義とし、衣を送つたので、豫讓は劍を抜いて三度之を擊ち、「吾以て今知伯に報ゆるを得たり」と言ひ畢つて、自刃したと史記にあるが、此の場合、劍

を抜いて仇の衣を三度撃つことが即ち面子であり、かなはぬ迄も仇の家に打人つて斬り死するのが面白である。故に面子といふのは、結局見え透いた嘘であり、氣休めである、形式論理であつて、高橋亨博士が、面子とはフェイス(顔)、エンド、マスク(假面)の意であると言はれたのは面白い。支那滿洲に住む支那通どもは、支那人と交渉するには、支那人の面子を潰さぬやうにしなければいけないと、口癖のやうに言ふ。併し、支那人の面子を立て通してゐては、われわれ日本人の面子が立たなくなる。私も不必要に支那人の面子を潰すことには反対だが、東亞新秩序建設の前には、支那人の面子など、時と場合によつては潰して通らねばならぬと思ふ。さうすれば、彼等はわれわれの到底考へつかないやうな理窟をくつづけて、自分で自分の面子を立てゆく。梅津何應欽協定の成立後、滿支の通郵問題は、朝野の切實な問題になつたが、滿洲國を認めないと建前をとる支那政府は、滿洲帝國政府と書いた郵便切手や新京などと書いた郵便物を國內に入れることができないといふので、滿洲國側は郵便切手

から滿洲帝國政府の文字を抜き、支那向きの郵便に限り、新京を長春と書き直すといふことで妥協がついた。滿洲帝國政府の文字はなくとも、蘭花御紋章があれば滿洲國の切手であることは、三歳の童子にもわかるのであるが、支那人はその事實には眼を覆うて、自慰自得するのである。支那人は、自分の面子を立てる爲めに、凡そ愚にもつかないやうな理窟を考へ出すことについては、實に天才であるといつてよい。明治七年九月、内務卿大久保利通が、臺灣事件の談判で北京に行つたとき、清廷は臺灣蕃民に殺された琉球漂着民に対する撫恤金十萬兩を出して局を結ばんと提議したが、大久保はそれを聞き入れず、漂流民を殺戮してその物を奪ふが如き行爲は、海賊に等しい行爲である、日本の出兵は、この世界の公敵海賊にも等しい蕃民を膺懲したのであるから義舉である、この義舉たるの事實を認めよといふことを強硬に主張した。清廷已むなくその義舉たることを認めたので、大久保は既に日本の出兵が義舉である以上は、清廷はその軍費及び臺灣に於ける諸設備費四十萬兩をも支拂ふべきものであると

要求し、合計五十萬兩を得て撤兵した。今日の支那通は、名を避けて實を取ることがあり著へてゐるが、先づ名を正して然る後に實を取るといふ手もある。支那人は面子を重んずるといふ事實論には異議はないが、^{イギリス}面子尊重の政策論には異議を挙げざるを得ない。

孔子は名を正すといふことを喩へて言はれたが、名を正すことに終始すれば、結局形式的な道徳に墮してしまふ。支那の道學者がやかましくいふ禮なるものは、要するに人倫の客觀的規範であつて、つまりは一種の形式である。君子重からざれば威あらずといふ論語の教へも、悪くすると體裁がまひになつてしまふ魔れがある。^{外相背}かざれば、内相自ら到るといふ言葉がある。悲しいから泣けるのではなくして、泣くから悲しいのだといふゼームス・ランゲの説も、一面の眞理である。先づ形式を整へて、然る後に内容を盛るといふのも、體かに一つの行き方である。故に形式だからといって、頭から力を輕蔑したり、排斥したりするのは當らないが、形式を重んずる結果は、毫

角内容がおろそかになり易い。今日の支那にも、名教は必ずしも衰へたとは言はぬが、現在支那に存する道徳は、悉く形式的道徳であり、今日支那の社會に重んぜられてゐる禮は、多くは「和」の精神を失うた禮の形骸である。現在でも支那では、孝といふことは、最も重んぜられ、五十を過ぎた大官でも、役所に出勤するときには、毎朝母の前でお辭儀をして出かけてゆくが、日本の母子間に見るやうな「なごやかさ」はない。支那人の家庭を訪問すると、よく十七八になる息子が、まだ五十に手が届くか届かない若じいお父さんの生枝になつて、應接間に出て来るが、隣では何をしてゐるか知れたものではない。西洋人は、家庭内では隨分意地の悪いことをして細君を窘めるが、人前だけは車の乗り降りにも手をかして、いかにも親切さうにする。支那人の孝行もつまりはそれで、勿論幾多の例外はあるが、一種のお體裁である場合が多い。數年前日本のさる漢學の大家は、親を突き倒して傷を負はしめた娘を廢嫡する上告が却下されたといふので、日本の孝道の義へを嘆いてをられたが、その漢學先生は、果して支

那の子供等が、家庭内に於いて父に對してどんな仕打ちをしてゐるかを御存じか、と反問したい。支那では父親の權力は無限であるから、子のものは親のものだといふ理窟で、父親が息子の婦を奪ふことが屢々ある。現に、玄宗皇帝は、その子壽王璗の妃楊氏を奪つてゐる。それが即ち楊貴妃である。さういふ場合に、子は父を訴へる方法がないから、實力によつて父親にリシチを加へる。私はそのリシチの方法なり實例なりを知つてはゐるが、それは茲で言ふに堪へない。支那人の禮に至つては、全くの形式一遍であつて、葬式の通知の文句や、喪服の制度は、今でも儀禮や文公家禮にある通りであるが、凡そ支那の葬式ほど、哀傷の件はない。空々しいものはあるまい。夫婦の間でも、正にその通りで、妻は夫が旅行する日程が極つた日には、義理で泣いて見せるが、愈々出發といふ日には、外套一つ着せてやらない。これに反して、日本人は名を輕んじて實を重んずるから、眞實だに備はれば、形式はどうでもいいといふ風になり勝ちである。日本人が支那人や西洋人から無作法、無遠慮としてうとまれるの

等

は、これが爲めであつて、形式的であるといふことも、悪いことばかりではないのである。

この支那民族の形式性は、法律にあらはれて、禮儀三百、威儀三千の制度典禮となり、又繁文缛禮の訴訟手續となつてゐる。清朝の法令全書といふべき欽定大清會典は會典一百卷、事例一千一百二十卷、圖二百二十卷あり、それに宗人府、六部、理藩院、太常寺、光祿寺、國子監、內務府、圓明園等の則例及び中樞政考、欽定臺規、學政全書、賦役全書等に收録されてゐる條規を加へると、何萬といふ條數になる。江戸幕府の職制は、老中、若年寄を中心として、寺社・町・勘定の三奉行、大小目付、遠國役人等の簡単な組織より成り、その他は、江戸府中に火付が多いからといつては火付盜賊改め方を置き、お城が破損したからといつては、破損奉行を置くといふやうに、必要に應じて職を設け、その名稱の如きも、俗稱に従つて極めて無難作に付けたものである。然るに支那の歴朝の官制は、古文派の學說に従つて、六部、二十四司といふ風

に、六の倍数で設けられてゐるものがあるものがあるかと思へば、今文脈の學說に従つて、三師三公、三省、九寺といふ風に三の倍数に設けられてゐるものがあるといふ具合で、官職の名稱も亦隨分立派であるが、肝心の職務とか、機關の實際の運用といふことは、初めから問題にされてゐない。故に支那歷朝の官には、冗官空職多く、官職としての實際の機能に至つては、日本の官制に到底及ばない。從つて支那では或る官職に就くといふことは、その職務職權を行ふといふことよりも、その官職についてゐる封祿を食むといふことが主になつてゐる。讀書人が科學の試驗を受けて官途を望むのは、國事に盡すといふよりも、封祿を獲んが爲めである。支那人は形式を尙ぶが故に、支那の法律には擬制が多い。どこの國の法律にだつて、擬制はあるが、支那では民間に行はれる慣習法の中にすら、ひどい擬制があるのだから驚く。民國十九年司法行政部出版の「民商事習慣調査報告書」には、冥婚及び一子兼祧なる法慣習が支那各地にあることが報告されてゐる。冥婚は即ち位牌と位牌との結婚であつて、死んだ甲家の娘が乙

家の死んだ息子のところへ嫁にいつて、甲乙兩家が縁戚のつきあひをするのである。日本でも「天國に結ぶ戀」といふやうなことがないわけではないが、支那に於ける如く普遍的ではない。一子兼祧は、獨子雙祧とも、一子不嗣絶ともいつて、本家に相續の男子なくして、分家にたゞ一人しか男子がない場合に、その一人の男子が、分家を相續すると同時に、本家をも相續することであつて、本家には本家の妻を迎へて、その腹にできた子を本家の相續人とし、分家には分家の妻を迎へて、その腹にできた子を分家の相續人とする慣習である。一子雙祧ならまだよいが、一子四祧、一子五祧となると、全く人道上許すべからざる問題である。

支那人は形式を過重する結果、形式さへ完備すれば、それで満足してしまふ傾向があるが、司法制度の改革といふやうなことについても、事柄は全く同様である。アシントン會議で、支那の治外法權撤廢といふことが、原則的に認められてから、支那政府は、これが實現を計る爲めに、司法制度の改革に拍車をかけたが、支那政府が最も

力を注いだのは、法典編纂、监狱建設等の外形的事業であつて、法院内に於ける官紀の維持とか、司法官の頭腦の改善といふやうな内面的改革事業は、二の次になつてゐる。然もその出来上つた法典は、理論的には進歩した法典か知らぬが、實際の民度には少しも適合しない法典で、行ふ爲めの法典といふよりは、外國人に見せる爲めの法典であるといつた方がよい。上海で二十數年間辯護士を開業してをられた故村上眞吉氏は、會つて國民政府立法院の要人に會はれたときに、「貴國では男女同權の民法を作られたが、斯ういふハイカラな法律が、實際に行はれますか」と質問せられたところ、件の要人は、怪訝な顔をして「へえ、法律といふものは、實際に行ふものですか」と反問してきていたので、流石の村上氏も開いた口がふさがらなかつたといふ。私が満洲で滿系司法官の養成に從事してゐた頃、日本の司法制度を視察に行って歸ってきた司法官に、その感想を訊くと、彼等は異口同音に、日本の裁判所の建物や、刑務所の設備のよいことを褒め、次に「日本の規則も、満洲の規則も、さう大して違ひはないが、

日本へ行つて驚いたことは、どんな細い規則でも、條文通り行はれてゐる」と語つた。この満系司法官の言葉は、これを前掲の立法院要人の言葉と對比して、まことに意味深長である。私は、満洲國司法部に赴任した當時、舊政権當時から承継された司法制度を大觀して、これを擬裝近代的と評したが、この評語は、また支那司法制度の現状にもシックリ當て嵌る。支那に於ける治外法權の撤廃は、帝國不動の方針でもあり、人類正義の要求でもあるから、是非これを斷行しなければならないが、これを行ふには、その手段があり、その時期があると思ふ。形式的なもので満足する支那人にのみ放任して置けば、支那司法制度の改善は、百年河清を俟つに等しからう。

四 硬化性

人に老弱ある如く、民族にも老年期の民族と青年期の民族とがある。これは實に學者らしくもない私の臆斷であるが、私には、漢民族が何だか老年期に入つた民族のや

うに感ぜられてならない。今日の支那を動かしてゐるのは、主として廣東人であるが、兩廣地方は唐宋時代まで所謂嶺南瘴癪の地で、流謫の人士の外は、漢人の行かなかつた蕃地である。故にこの地方の支那人にだけは、まだ若い血が漲つてゐるのではないからうか。老人はその動脈が硬化してゐるやうに、その頭脳も亦硬化してゐて、一旦斯うと思ひ込んだら、挺でも動かない。先入主となるといふことは、誰にでもあることだが、支那人は特にそれがひどいやうに思ふ。日本人はすなほに人の言ふことを受け容れ、行き掛りを捨てて、新しい出發點から出直すことができるが、支那人は容易に行き掛けりを捨て得ず、物事にこだわり、挾むところが多く、すぐにいこちになる傾向がある。私は、屢々支那人の學生を口頭試問する機會を持つたが、彼等の頭は非常に硬く、間違つた方向に外れてゆくのを教ひ出してやらうと思って、助け舟を出しても容易にそれに乗つて來ない。私は、嘗つて或る學生が、共犯とは何ぞやといふ問題に答へて、一人の人が共に犯罪行爲を行ふものであると言つたので、二人以上の人の以

上を捕はす爲めに、三人の人が共に罪を犯せば如何と訊いたところ、その學生は三人なれば共犯でないと言つて、厭くまで頑張つた。又私は、或る時支那人の結婚式に招かれていつたことがあるが、新郎新婦が奏樂につれて武場に入つてくるのを廊下に立つて見てゐると、飯店のボトイは頻りに新郎新婦の歩き過ぎた絨氈をとつて、これを新郎新婦の前に敷いてみたが、しまひに追つかなくなると、一人のボトイが後の絨氈をダッグルと捲いて、新郎新婦の頭の上をヤット投げる。一人のボトイは砂煙を立てて落ちてくる絨氈を受けて手早く新郎新婦の前に展べるといふ風にして、新郎新婦を武場に送り込んだ。これでは何の爲に新郎新婦に絨氈の上を歩かせたか解らないのであるが、飯店のボトイは、ただ絨氈の上を歩かすといふことに頭が凝り固つてゐたのである。又これも村上貞吉氏から伺つた話であるが、氏が上海から南京へ通する自動車道路を散歩してをられた時のことである。後からトラックが頻りに警笛を鳴らすので、中央の白線近くを歩いてをられた氏は、ひよいと白線を越えて道路の右側の方に避

けられた。すると、驚くべきことに、件のトラックも白線を越えて道路の右側に侵入し來り、村上氏の右を抜いて前に逸走した。即ちそのトラックの運転手は、後から人を抜くときには、その右側を通らねばならぬといふことが、頭にこびり付いてゐたのである。柱に膠じゅうして琴を彈すとか、舟を刻して劍を求むとか、株を守つて鬼を待つとか、様に依つて胡蘆ごろを畫くとかいふ謬が、支那には澤山あるが。凡そ支那人ほど融通の利かない、頭の硬い國民はない。何かの小説で、仇かたきの妻になつて子供が三人も出來てから、その仇を討つたといふ話を讀んだことがあるが、われわれ日本人は、その何の意たるを解するに苦しむ。私は私の數々の體験から、支那民族は民族全體として精神的な動脈硬化症に陥つてゐるのではないかと思ふ。支那の聖賢は、口を開けば、堯舜禹湯文武と所謂先王の道を説き、今人古人に及ばずと言ひ、偉人を見ては、古人再生と譽める。又支那の學者は、古へを尙ぶあまり、古典を擬作したり、自分の著作を古人の名に託して世に出したりする。この支那人の尚古性、擬古性も、また支那人の

硬化性的一面と觀てよい。老人は新しいものを受け容れてゆけないから、自然骨董をいぢくることが好きなのである。又この支那人の硬化性といふことは、前に述べた極端性、矛盾性、形式性等と關係のないことではなく、寧ろその半面であるといつてよい。何となれば、支那人が極端に馳せるのは、支那人の頭が硬化してゐる爲めに、もとの出發點にかへつて、本來の目的如何と反省してみる彈力性がないからである。曾子が「吾れ日に吾が身を三度省みる」と言つたのは、反省のない支那人なるが故に、反省といふことを強調して教へたのであらう。頭の硬化したものか、形式に執り、形式に墜してゆくことは自ら諒解される。

この支那人の硬化性といふことが、支那の法律に端的に現はれてゐる例を擧げれば、支那の固有法及び慣習法に於いては、時效の制度が認められてゐないことであらう。時效の制は、法理的に考へればおかしなもので、惡意をもつて他人の土地を占據しても、それを平穡公然に永年つづけてゐて、何事もなければ、正當な所有權者と認めら

れるのである。悪いことを永く續けてきたのであるから、がは悪い等であるが、それが善いことになるのであるから不思議といへば不思議である。故に理論的に徹底しなければ已まない支那人の性格から觀て、支那に時效の制が認められない事情は諒解できる。併し、時效制の發明者であるロトマ人や日本人に言はせれば、長い間それで済んできたことは、もうその儘にして置いた方がよいではないか、今更それを元に返さうとして平地に波瀾を起し、その現實の上に築き上げられた善意の第三者にまで迷惑を及ぼすことは、社會の安寧秩序を保つ法本來の目的に反するではないか、といふのである。現實を現實として素直に認識し、凡ての行き掛りを捨てて、法律を實生活に適應せしめてゆかうといふ日本人のプラクチカリズムは、期せずして、ロトマ人と同じ法理論に到達した。時效の制は日本固有法であつて、歐羅巴法の繼受によつて移し植ゑられたものではない。時效のことは日本古法に於いては、これを年序又は年紀の法と謂ひ、土地の年序は二十年、奴婢牛馬その他の動産の年序は十年と、鎌倉幕府の

貞永式目に明定されてゐる。又徳川時代には、時效の制は、犯罪行爲についても適用せられ、十五年以上を経過した犯罪行爲は、特に重大なものを除く外は、これを「舊惡」として吟味すべからざることが御定書百箇條に定められてゐる。日本でも、支那法を繼受した奈良平安の社會に於いては、時效の制は認められなかつたのであつて、所謂年紀年序の法が、慣習法として成立したのは平安中期以後である。後三條天皇の延久四年九月五日の日附を有する石清水文書の太政官牒は、管見の及ぶ限りに於ける年序の法の存在を證據立てる最古の文獻である。これは長い間、關東州の裁判官をしてゐた人から聞いた話であるが、金州の附近に土地に關する争ひがあつて、訴訟數年に及んだが、原告はどこからか自己の土地所有者なることを立證する八十餘年前の權原證書を發見してきて、之を法廷に持ち出した。判官諸公はそんなものを取合はなかつたが、相手の百姓は、それを見ると忽ち恐れ入つてしまつて、汗と涙の結晶であるその耕地をアツサリ原告に引渡してしまつたので、今度は判官諸公が膽を潰したとい

ふ、時效を認める心は、現實を直視する心であり、時效を認めない心は、敢くまでも現實を認めない心である。東亞の現状を認識せずに、今は滿洲の失地回復などいふ世迷ひごとを御託くつてゐる重慶政府の連中こそ、頭の硬化した支那人の標本である。宋人は、契丹に奪られた雲燕十六州の回復を叫んでゐるうちに、淮河以北を金に奪られ、淮河以北の奪還を策してゐる間に、元の爲めに南海の孤島にまで追いつめられた。金に對して、あくまでも主戰論を唱へた岳飛は、私人としてほんに偉い人格者であつたか、私は知らぬが、政治家としては今の重慶の連中と擇ぶところがない。にも拘らず、今日支那の民衆は、岳飛を精忠廟に祭り、秦檜夫婦の鐵像に小便をひつかけてゐる。支那人の硬化性、雷同性は、もはや度すべからざるものであるかも知れぬ。失地回復を叫ぶ重慶の政治家よ、胸に手を置いてよく反省して見よ。お前達が今ゐるその重慶の地も、お前達の祖先が、數千年前に苗族の手から奪つた土地ではないか。一度曲つたものは、百年の後と雖も、これを正さねばならぬ、といふ理窟は、理窟

として正しい。それ然り。豈ぞ然らんや。「理の嵩じたるは、非の百倍」だ。ローマ人も、「最も厳格なる法は、最も悪しき法なり」といつてゐる。間違つたものでも出来たものは仕方がない。その出来たものの現實に則して、成るやうな法を立てゆくのが、人間の道ではないか、又それが浮世の掟ではないか。ところが支那人の法的正義は、われわれのそれとは正に對蹠的だ。一度間違つた動機で出来たものはあくまでも、之を元に返さねば構かないのだ。支那の刑律には、唐以來、妻を^上して妻となすことを得すといふ規定があり、又先に養して後に婚する者は、斂に遭ふと雖も、之を離すといふ條文がある。妻を昇格させて妻とすることは、儒者のいふやうに、名分を棄ることかも知れぬが、妻亡き後は、本人にとつても、社會にとつても、それが一番よい解決の方法ではないか。又日本では、妻が死んだ場合、妻の妹を後妻にもらひ、夫が死んだ場合、嫂が夫の弟に再嫁することが聽されるが、支那の中流以上の家庭では、さういふことは絶対に聽されない。一旦兄妹と呼び交した者同志が婚を通ずるの

は、禽獸同然だといふのである。頭のかたい支那の婦人には一旦弟と思ひ込んだが最後、それを夫とすることは、絶対にできぬものと見える。「先に姦して後に婚する者」といふ文句を相姦者同志の婚姻のみを指したものとすれば、この挿は當然である。日本の民法でも、一旦姦し通した者はその姦通の相手方と結婚できないことになつてゐる。併し、支那法にいふ姦は、今日の姦通とか、強姦といふよりは、もつと廣い意味で、禮を以て交らないものを、すべて姦といふのである。故に「親から許された許嫁同志であつても、若し婚禮前に關係したことがあとで知れたら、十年たつて子供が三人もできた後でも、その夫婦は別れなければならぬ。その間に縱へすべての罪を原す恩赦の詔令があつても、この事だけは許されないといふのである。何とも解りのわるい、執念深い法律ではないか。われわれは、さういふ融通の利かぬ法律の行はれる國に生れなかつたことを感謝しなければならぬ。流石の支那人も、明代にはこの法律の解釋を曲げて、自今以後許嫁の男女が舉式以前に通じた場合は、父母の教令に違犯するも

のとして、杖一百の刑に處するに止めた。

頭の硬化したものは、外物を咀嚼して之を攝取することができない。咀嚼しない外物は、消化されてないから。いつかは下痢してしまふ。支那には、漢魏六朝の時代に、佛教文化が滔然として流入したが、外來文化を攝取する能力を缺く支那人は、數百年を出でずして、佛教文化を下痢してしまつた。日本文化は、佛教文化の要素を攝り入れること極めて多大であり、日本古法には、寺院法の影響頗る濃厚であるが、現在の支那文明には、佛教的要素は極めて稀薄であり、支那古法に於ける寺院法の影響に至つては殆ど皆無である。斯やうに外國の法系の影響を殆ど受くることなくして、三千年來その固有の法系を保つたといふことは、又支那法の大なる特色である。支那が近代に至つて歐羅巴法系を繼承したことは、有史以來の大變革であるが、これだけ本當に消化されてゐないから、いつ下痢してしまうか知れたものではない。斯やうに支那法は、外來の刺戟を受け入れないから、いつの時代でも同じやうなことを繰返

してゐる。春秋戰國以來、清朝に至るまで、支那法には殆ど進歩らしい進歩はなかつたといつてよい。この同じことを繰返すといふことが、また動脈硬化をおこした老人の特性であつて、諺にも「老いの繰りごと」といつてゐる。支那人の執拗性は、要するに老いの繰りごとであつて、これを堅忍不拔の精神などと買被つてはいけない。併し、この固執なり、執拗なりが、時には意外の成功を收めるものもあり得る。發車した急行列車を追かけるのは愚かなことであるが、途中で汽車が故障して乗れないものでもない。

む す び

以上、私は極端性、矛盾性、形式性、硬化性の四項目を擧げて、支那の國民性を説いたが、私の言ひたいことはまだ半分も言ひおへないうちに、與へられた紙數は盡きてしまつた。まことに腹ふくるるわざであるが、これで筆を擱く外はない。私は、歴上

の四の特性の外に、支那人の國民性としては、是非、主我性、文弱性、感覺性等を擧げねばならないと思ふ。私のいふ主我性といふのは、客觀に徹するを得ずして、悉意なる主觀の世界に遊蕩する性格である。支那人が自然を愛せずして人爲的なものを好むのも、自ら中華と號して度すべからざる夜郎自大の風に陥つてゐるものも、主としてこの性格のあらはれである。又支那人の文弱性といふことは、昔から言はれたところであるが、彼等が地博物大の中原に據つて、屍を兵革に裹む北方の民族と生存競争する爲めには、文に徹底するより仕方がなかつたと思ふ。文弱な者が武威のある者に對して自己を防衛する途は、詐術と逃避との外にない。支那民族の欺瞞性と逃避性とは此處に孕まれ、その嫉妬性と猜疑性とは、又此處より萌してゐるのである。支那の國民性として妥協性を擧げるのは、大なる誤りであつて、支那人の有するものは、偏りの妥協性即ち苟合性である。又私が茲に感覺性といふのは、支那人が色、食の感覺の世界にのみ沈湎して、理性の世界、殊に靈魂の世界に入ることを知らないことであ

る。即ち支那人の理想は、上は王侯より下は苦力に至るまで、腰に荷賣錢を纏ひ、鶴に騎つて揚州——即ち美人の本場——に遊ぶことであつて、法悦にひたるといふやうな歡びは、彼等の關知せざるところである。従つて支那法は、宗教的な色彩がないといふ特色をもつてゐる。支那人が功利的であつたり、打算的であつたり、勤勉であつたり、享樂的であつたりするのは、みな彼等が感覺の世界以外に世界をもたないからである。

又私は、本論に於いて、支那の國民性について今日までに書かれた服部宇之吉、市村鑑次郎、鹽谷溫、和辻哲郎、高橋亭、桑原隣藏、中山久四郎、津田左右吉、安岡秀夫、後藤朝太郎諸氏の著書論文にも、一々批判を加へてみたかつた。又林語堂の「我が國土・我が國民」とか、アトサリ・エツチ・スマスの「支那的性格」といふやうな、支那人自身又は西洋人にて、支那の國民性を論じたものも、参考してみたかつたが、その邊なかりしほ遺憾である。

日本法理と支那法理

は し が き

日本法理と支那法理との相違は、取りも直さず日本思想と支那思想との相違であり。日本思想と支那思想との相違は、日本の國民性と支那の國民性との相違に基けるものである。何となれば、法理は「法」の依つて生ずるところの哲學的原理であり、又國民思想は國民性によつて特色づけられた思想であるからである。

この故に、日本法理と支那法理とを比較すれば、そこには日本の國民性と支那の國民性との相違點に相當するが如き差異點が發見せられる。即ち日本人は、所謂「こと擧げせぬ」國たみであり、支那人は、その反對に立言、辯口に巧みな國民であるが、

この兩國民性の相違は、また兩國の法律思想乃至法理にも反影して、一は體系ある思想として顯現し、一は思想として表明せられることなくして、日常の生活の中に默然と行使られる。

體系ある思想と體系なき思想

支那の法律思想を代表するものは、韓非・申不害等の所謂法家の思想であるが、法家の思想は、「管子」、「韓非子」、「申子」、「商子」等の書物に、明快に叙述せられてゐる。然るに日本には、日本固有の法律思想を叙述した、支那の「韓非子」に比肩するやうな書物は、古往今來一冊として存在しない。その有るものは、廣野德林の「無刑錄」の如き支那法律思想を述したものが、獨逸のシエタムラト、ペロルツハイマール等の法律哲學を紹介した「法理學」かである。この故に、日本固有の法律思想乃至法律原理なるものは存在しない。と速斷するのは早計である。

或る程、日本には、支那の「韓非子」に見る如き明快なる法律思想は無い。又近代獨逸の諸家に見る如き精緻なる法律哲學の體系は無いかも知れない。併し支那風の、若しくは西洋風の、顯然と順序立てて叙述せられた法律思想でなければ、法律思想といへないといふ理窟はない。體系立つて叙述されない、思想者自身に思想として反芻せられない斷片的思想も、亦一つの思想たることにかはりはない。

抑も人類の思想なるものは、思想する爲めの思想にあらずして、行動する爲めの思想である。造化の主が、人類に思想する能力を與へ給うたのは、昆蟲に觸角を與へ給ふたのと同じやうに、それが行動の原理となり、指針となる爲めであつて。思想する爲めに思想するのは、思想すべく罰せられてゐる青白き哲學者のみである。従つて思想の價値も、亦それが行動の原理として、實生活に役立つか否かによつて評價せらるべきであつて。思想内容の複雑多岐と簡素單一とによつて價値を上下せらるべきものではない。日本固有の法律思想は、日本固有の思想がカンナガラ（惟神隨神）のミチ

と呼ばれる如く、神に一致したもの即ちノリ(則)であるといふ單純なる思想であるが、この單純なる日本人の法理觀は、常に國民の胸奥に躍動して、三千年の間終始渝ることなき行動の規範となつてきたのである。

二 神法的な日本法の特色

人或ひは言はん、法の根源を神に求めるのは、原始人の思想である。古代ベビロンの思想もさうであつた、猶太、埃及の思想もさうであつた。共和政以前の羅馬の思想も、亦さうであつた。神法思想はなにも日本の特有ではないと。然り、法の根源を神に求めるのは、原始民族に共通なる思想であつて、日本古代にのみ見られる思想ではない。併し、日本以外の何の國々、他の民族の間にあつては、この原始的な純一な思想は、とうの昔に亡んでなくなつてしまつてゐる。二十世紀の今日まで、この赤子の如き純乎として純なる人の子の魂をもち續けてきた文明民族は、宇内廣じといへども。

唯日本民族あるのみである。原始的なものは、常に非原始的なものより單しく、赤子のもてるものは、すべて老翁のもてるものに劣り、單純なるものは、皆複雑なるものに及ばないといふ理窟はない。

支那の諺にも、大人は赤子の心を失はずといひ。巧詐は拙誠に如かずといつてゐる如く、崇高なる思想は、複雑怪奇の相貌を有するものにあらずして、單純素朴にして匹夫匹婦もこれを體得し得るものであらねばならない。孔子も人の道にして人に遠きは以て道とすべからずといつてゐる。單純素朴ののをもつて、日本法理を輕しめてはならぬ。私をして言はしむれば、單純素朴なるが故に、日本法理は、支那法理よりも、またどこの國の法理よりも尊いのである。

大陸半島の思想の影響を充分に受けなかつた我が上代に於いて、神法の熾んであつたことは、祭説を要せぬことで、當代のノリは、宗教的規範であると同時に、法律的規範であり、ツミは神に對してツツミ隠さねばならぬ總ての事柄であつて、太祓の祝

詞にある天津罪、國津罪の中には、犯罪、災禍、不具、廢疾、汚穢等、神怒を買ふと考へられたあらゆるものが並べられてゐる。外國使臣參朝の面前で、國の重臣を刺殺するといふやうな非常手段を用ひて、氏族制度を打破した大化改新の際ですら、新政の方針に關して齋我山田石川麻呂が中大兄皇子の御諮詢に對へ奉つた言葉は、まづ神祇を尊んで祭祀を嚴肅にしなければならないといふ言葉であつた。隋唐の文物の輸入に日も離れ足らなかつたと思はれる奈良朝に於いても 天皇は明神御宇 日本天皇におはしまし、その神意政治を任け行ふ神祇官は 天皇の教化政治を任け行ふ太政官に對立して、而もそれより首めに置かれ、朝廷の行事を規定せる延喜式五十巻の約四分の一は、神祇官の行事に關するものであつた。又鎌倉・室町時代の基本法典である貞永式目は、五十一個條の條文の後に、前書の條々に準據して裁判を行ふことを、上は梵天、帝釋、四大天王、惣じては日本國中六十餘州の大小神祇、別じては伊豆箱根兩所の權現、三島大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神の部類眷屬に至るまで

に誓ふ旨の神文がついてゐる。法を意味する日本語オキテは、この神文の前置條目即ち置目、置手(捺)から生じた語である。

江戸時代の封建社會の紐帶を爲した將軍對諸大名の主從關係も、將軍代督りの際に、諸大名から差出す誓詞、起請文にその根柢がある。西歐文物流入の近代に至つては、國民の胸奥にひそむ神法は、殆ど外部にあらはれなくなつたが、立憲政治の基礎を爲した五個條の御誓文は明治天皇がその實行を天地神明に誓はせ給うた「御誓文」であり、又今日我が帝國の根本法となつてゐる憲法も、その首めに 明治天皇がその成立を皇祖皇帝に告げ給うた御告文が加つて、初めて千鈞の重みがあるのである。

満洲事變以來、國民の自覺が行はれ、日本精神の高揚、國體の明徴が叫ばれるに及んで、神法的精神は再び國民の心の底に甦り、林銑十郎内閣は、祭政一致を政綱の一に掲げ、大政翼賛會は、その發足に當つて、臣道の實踐を神明に誓つた。神兵隊事件や帝人事件をさばく裁判官が、判決を下さんとするに當つて、ひそかに明治神宮に參

拜したことの如きも、神意を承けて爲す裁判が、眞の正義の裁判であるといふ國民の法律確信のあらはれであつて、豊神探湯によつて正邪を決した神代ながらの神法の精神は、今も脳裏として國民の脳裏に生動してゐるのである。

三 支那古代の神法

これに反して、支那の神法は、殷代以來僅かに數百年にして、既に跡かたも無くなつてしまつてゐる。支那にも古くは神法が行はれ、祭政一致であつたことは、古字「灋」が鹿に似た禦芳なる動物の象形より成つてゐることや、古典に史と巫とが混同されてゐることに依つても證せられる。許慎の說文解字に據れば、灋の字の中樞を爲す「虧」は、一角の神羊であつて、よく正邪を別つとある。古代印度に於いては、甕中に毒蛇を入れて、被疑者をしてさぐらしめ、斬される者を有罪とし、斬されざる者を無罪とする神判のあつたことが見えてゐるから、古代支那に於いても、この禦芳な

る動物の前に被疑者を立たしめ、これに突かれた者を有罪、突かれなかつた者を無罪とする神意裁判のあつたことが推斷される。

又支那の古典に於いて、官吏を意味する「史」が巫覡と混同されてゐることは、政務官が神官より起つたことを證するものであつて、支那古代に於ける祭政一致の存在を語つてゐる。國家の大事は、大廟の中で合議して決めることや、地方官の任命にあたつて、社稷壇の土を授けることは、遙かなる後世まで行はれた。「廟議一決」とか、「社稷亡ぶ」とかいふ言葉は、即ちその名残りである。

然るに支那に於いては、春秋以来、神祇に対する敬虔の念次第に衰へ、神法に代つて合理的な人法が行はれるやうになつた。これ一面社會の進歩であるが、また社會の退歩でもあり、人間の墮落もある。春秋時代に生存した孔子は、口に怪力亂神を語らずと言つてはゐるが、心に神を信じ、神意の啓示である祥瑞を信じて、獲麟に筆をとどめたが、戰國に生れた孟子は、全くの合理主義で、理性の世界以外には、何も信

じない。荀子、韓非子の徒に至つては、合理主義から更に一步進んで詭辯に墮し、『戦を息むべくんば、戦も亦可なり、刑刑を息むべくんば重刑も亦可なり』といふやうなことまで言つてゐる。

現代の支那人もまた多く荀卿韓非の亞流であつて、神佛のことはこれを口にするさへ士君子の恥と考へ、神祕なる日本の國體を見ては、これに敬服するどころか、寧ろこれを輕蔑する風がある。四億の支那人の中には、勿論幾多の例外もあらうが、支那人は概して神を見棄てた國民であり、同時に神に見放された國民である。之を要するに、支那にも曾ては神法があつた。併し、その神法は永存しなかつたのである。神法が永存したのは、獨り我が國のみであつて、此の事は、日本法の特質であり、日本法の誇りである。

四 法理の固定と異法理の消化力

いま一つ日本法理が、支那法理と大いに異なる點は、その法理の内容が固定化せずして、包摵同化の力の大なることである。井上哲次郎博士は、神道は廣大無邊であると言はれたが、神道的な日本法理も、亦廣大にして邊際を知らざるものである。支那法の理論は、儒家の思想にしろ、法家の思想にしろ、一定の内容を持つてはゐるが、その思想内容は、春秋戰國以來、固定して殆ど増減するところがない。秦漢以来、支那に於いて、法を論じ刑を論じた文は、數限りなくあるが、その言ふところは、例外なく『刑は刑無きを期す』とか、『刑を明かにして教を聴く』とか、『刑を慎む』とかいふやうな極り文句を祖述してゐるのみで、何等の新味がない。

これに反して、日本法理は、最初から固定した一定の内容を持たないだけに、實に融通無礙であつて、支那法に接觸すれば支那の理論を探り入れ、印度法に會へば印度法の理論を探り入れ、又西歐の法律思想に逢へば、ローマ法の理論であれ、グルマン法の理論であれ、何の毛嫌もなく、大膽に胸襟を開いて受け容れる。さうして何時と

をもつてこれを廢止することもできるが、外國人經營のものは、さう簡単にはゆかない。しかし、私はこの問題を極めて樂觀的に考へてゐる。支那人の學問をする目的は、前述の如く、官途に就くことにあるのであるから、將來新政府において、事實上新民學院乃至は國立綜合大學を卒業した者でなければ、官吏として採用し得ないといふ事にしてしまへば、有爲の學生は悉く綜合大學に吸收せられ、私立の大學生は、自ら立ち枯れになると思ふ。從つて今急に國際的葛藤を起してまで、この問題を解決する必要は毫もないと思ふ。

(昭和十二年四月稿)

邦人の大陸化

一 高く評價し過ぎた支那文化

滿洲事變、支那事變を契機として、日支兩民族の交渉、日支兩文化の交流が、頻繁且つ切實となつたことは、振古以來嘗て見ざるところであるといつてよい。此の面の廣い接觸によつて日本人が幾分支那化し、支那人が何程か日本化すといふことは、其のことの書るべきか悲しむべきかを問はず、今や避くべからざる必然の趨勢となりつつある。

日本人は、元來純真にして感受性の強い民族であるから、異民族に接した場合には、何のこだわりもなく、其の異文化を攝取する。これに反して支那人は、性來驕慢にし

てかたくなな民族であるから、異民族に對しては、常に輕侮の念をもつて之に接し。異文化の中に倦れたものがあつても、容易に之を探り入れようとはしない。

故に日支兩民族のはげしい接觸交渉が行はれた結果、支那人の日本化がひどいか、日本人の支那化がはげしいかとしへば、日本人の支那化の方が激しいのではないかといふことが豫想される。しかし、また一方から觀察すれば、文化の高い民族と文化の低い民族とが接觸すれば、文化の低い民族が文化の高い民族のために化せられる。いくら傲慢な支那民族でも、この原則の例外たり得ない。世人は、支那民族を征服した鮮卑、契丹、女真等の民族が、却つて支那化してしまつた史實をみて、支那民族は常に己れに接觸した民族を支那化してしまふ、恐しい同化力を有するもの如く結論するが、それは東方諸民族の享有してゐた文化が、支那民族のそれよりも低かつたためであつて、支那文化よりも高度の文化をもつてゐた西域の諸民族は、支那と交通して支那化されず、却つて支那文化に大きな影響を與へた。六朝から隋唐にかけて、イラン

文化が支那文化に及ぼした大影響の大きかつたことは、最近における東西學者の研究によつて、段々明かとなりつつあるのであつて、われわれが、從來支那民族に對して抱懐してゐた、偉大なる文化を創造する力についての畏敬の念は、日一日と薄らがざるを得ない情勢にある。

日本人の中にも、支那人の文化創造力なり、支那の古代文化なりを、籠棒に高く評價してゐる人があるが、それの人々といへども、現代支那の文化が、現代日本の文化に比して低位にあることは、これを認めるに咎めあるまい。故に文化は、水の低きにつくが如く、高きより低きに移るものであるといふ原則からいへば、現下の兩民族の激しい接觸によつて、大なる影響を蒙るものは、寧ろ支那民族であるといふ豫想も成り立つ。

支那文化に與へる日本文化の影響、換言すれば、支那人の日本化といふ問題に就いてはここでは觸れない。私がいま識者と俱に切實に考へたいと思ふ問題は、日本人の

支那化、乃至大陸化といふ問題に就いてである。

日本人が大陸に發展するためには、日本人が或る程度まで大陸化することが必要であり、かつ不可避である。日本人が大陸で生活するに當つて、支那風の家屋に住み、或ひは蒙古風の食物を攝るといふことは、絶対に必要である。また支那人を相手に仕事をするには、少しへ慢々的な氣持にならなければ、實際やり切れたものではない。しかし、日本人の支那化は、必要已むを得ざる程度に止むべきであつて、その限度を超えて支那化することは日本人の墮落である。

二 中毒性文化の俘となる危険

諜報事務に從事する人々や、支那の社會を特に深く研究しようとする人々が、その研究の手段として、一時支那人に同化することは、勿論許さるべきことであるが、一般の日本人が、大陸に來たからといって、無暗に支那人や蒙古人の眞似をする必要は

少しもない。日本人は契丹人や女真人のやうに、文化の程度の低い民族ではない。又日本民族は、支那民族に較ぶれば小さいが、契丹民族や女真民族に較ぶれば、數倍乃至數十倍の人口を擁する大民族である。契丹女真が、支那文化に征服せられ、二三百年を出でずして中原から追ひ出されたからといって、日本民族が必ず、その轍を踏むとてきまつたものではない。現下支那人の中に、若し日本を東夷の一種ぐらゐに考へ「胡長きも百年」と高を括り、面從腹背を事とする者がありとすれば、その愚や嘲ふに堪へたりと言ふべきである。

また翻つて、之を日本の歴史に徵するに、日本は有史以來、屢々優勢なる異文化に接觸したが、日本人は未だ曾つて外來文化のために征服せられることなく、よくこれを咀嚼し、消化して、いつの間にか、之を自家藥籠中の物とし、外來文化に依つて更に外來文化の上に出てゐるのである。

日本のすぐ隣に住んでゐる支那人が、その痼疾ともいふべき自大性に禍ひされて、

此の日本人の驚くべき文化適應性をさとらう。日本文化をたゞ支那文化及び西洋文化の模倣とのみ眺めてきたことは、支那の大なる不幸であり、延いては東亞の大なる不幸であつた。従つて私は、日本人が支那人と接觸して、支那人化してしまひはしないか、といふやうなことを心配する必要はないと思ふが、なほ支那文化のもつ一種の中毒性には、充分の警戒を要するものと考へる。

支那文化のもつ一つの特色は、その感覺を基調とする點にある。支那文化には靈魂を基調とした宗教文化の如きものは、比較的發達せずして、感覺または性慾を満足せしめるやうな文化は、非常に發達してゐる。北京は、わが國の京都の如く、古い文化的中心地であるが、北京の文化なるものは、要するに感覺的な文化であつて、一種の中毒性をもつてゐる。文化の空氣に浴したことのないうぶな民族は、北京に入ると、此の中毒性文化の俘となつてしまふ。相當な文化をもつた民族でも、北京の阿片性文化を吸入すれば、その俘とならないまでも、中毒症狀を呈する。凡そ人間は、よい方面に

は中々移らないが、悪い方面には移り易い。向上には努力を要するが、墮落には努力は要らない。支那文化の恐るべき點は、その向上性にあらずして墮落性にある。

契丹女真が、一二百年を出でずして、中原を追ひ出されたのは、支那民族が積極的に彼等に働きかけて、彼等を支那化した爲ではなく、彼等が自ら進んで支那文化に没入した爲めである。蒙古人は、聊か彼等と趣を異にし、彼等ほど支那文化に心酔しはしなかつたが、中原に侵入すること一百年にして漸く支那文化に中毒した。蒙古人が再び漠北に還らねばならなくなつた大原因は、同族の不和と、支那文化の中毒による彼等自身の弱體化とにある。

三 支那を禮讃する「日本の椅子」

日本人の大陸化は、まだこれを問題にしなければならない程度に行はれてゐない。併し、この種の問題は、はやそれが表面にあらはれて、一般社會の問題となつたとき

には、既に手おくれであつて、如何なる名葉も之を施すに由なきものである。故に私は、天の末だ雨降らざるに當つて、廊戸を綻繆して置く必要があると思ふのである。私は、北京に住んでゐた一年間に、老北京と呼ばれる日本人のグループと交際した。又北京で生れ、北京で育ち、北京でお嫁にいつた、所謂北京第二世の日本婦人とも親しく話をする機會をもつた。これらの人々の支那人化は、相當劇しいものであつて、着物の柄に對する専好までが、支那人化してゐる。毎日のさ中に立つて、働くまでも自力で生活してきた。これ等の人々が、漸次日本のよりも、支那的なものを體験する氣持になつて行つた心的過程には、充分同情されるが、私は彼等を見たとき、日本の捨て子といふ感じがした。

満洲に來てゐる日本人は、老北京ほどの年數も経たないし、日本との繋がりも緊密であるし、それに満洲自身が、日本の青森縣みたいなところで、中毒性文化の毒ガスが、北京のやうに發散してゐる所ではないせぬか、それほど支那化してはゐない。し

かし満洲にゐる日本人の間にも、近頃は阿片を吸食する者が出てきたとか、邊疆にゐる日系官吏の間に、收賄事件が多くなつたとかいふやうな噂をきくと、満洲においても、やはり日本人の支那化は徐々に行はれつつあるやうに思ふ。

又支那人の古美術、古文獻の蒐集が、玩物喪志に陥つてゐることは、われわれが常に苦々しく感じてゐることであるが、近頃は満洲及び日本内地の日本人の間にも、支那の骨董を玩ぶ風が盛んであるやうに聞き及ぶ。古書の覆刻に當つて、宋版元版を獲てこれと交合しようといふなら、話はわかるが、折角獲られた宋版本をバラバラにして。好事家の間に頒けたり、額に收めたりしたのでは、書物を愛してゐるのか、毒してゐるのかわからぬ。

また近頃は、支那人特有の言葉であつた面子なる語が、いつの間にか日本語になつて、日本人の間にすら、面子の問題が云々されるなどとは、まことにもつて沙汰の限りである。また日本は、元來がマコトの國であつて、嘘偽りはいはぬ國であつたのが、

近頃は諱諱であるとか、宣傳であるとかいふ言葉が、頻繁に用ひられるやうになつた。これは強ちに支那の影響とばかりはいへないかも知れないが、支那事變以來、この両語が特に屢々用ひられるところを見ると、支那の影響が大いにあるのではないかと思ふ。

私は髪をちららし、肢體をあらはに出した上海の女を、思はしきもの一つに數へてゐたが、最近久しぶりに東京に歸つて銀座を歩くと、道のく年頃の娘の髪かたちや着物の色が、いつの間にか上海の姑娘に似通つてきたやうな気がするではないか。しまひには氣のせぬか。顔の表情までが支那娘に似て來たやうな氣がして、慄然たらざるを得なかつた。しかし、考へ方によれば、それが即ち興亞色といふものであるかも知れぬ。

四 すべてに打克つ獨自の文化

私は、下町風の東京風をいつまでも銀座街上にとどめて置きたいと念願するほどの通人^{じゆじん}でもなければ、保守主義者でもない。しかし私は清き、明^{めい}き、正しき、眞の心をもつて、生業にいそしんでゆく大和民族の性格だけは、どんなことがあつても、未^み來永劫失つてしまひたくない。身に支那服を纏ひ、口に洋食を食ふとも、魂は日本魂でありたい。

これは勿論、私が、ここで事新しく主張するまでもないことであり、又今日の日本の現狀は、日本人の大陸化を懾嘆しなければならないといふ程度には至つてゐない。しかし、われわれの時代はいいとして、われわれの子供の時代、孫の時代に至つて、この日本人の大陸化といふ問題がどうなつてゆくだらうか。私は現在における日本人の支那文化中毒の徵候から判断して、樂觀を許さざるものがあると思ふ。

私は前にも述べたやうに、支那大陸に入った民族は、必ず遼金元の轍を踏むといふやうな宿命觀を排斥するものであるが、同時に支那文化の中毒性に對して、無警戒であ

つてよいとは考へない。滿洲生れの日本娘は、世帯が端くてお嫁に賣ひ手がないとか。天津の日本人小学校の児童に、軍艦の畫を描かせたら、海の水を黄色のクレオソで塗つたとかいふ話を聞くと、何だか恐ろしい八卦を見せられたやうな氣がしてならない。然らば大陸に渡つた日本人が、支那文化に中毒されず、反対に支那人を日本人の標準にまで引上げて之と併に東亞新秩序を建設してゆかしめるには、どうしたらよいだらうか。これ實に稿を新たにして論すべき大問題であるが、私案の要項を列舉すれば、第一に日本精神を振興して、日本文化の精髄を、各人にしつかりと把握せしめる事である。バチルスに侵されないやうにする爲には、バチルスの驅除に力を注ぐよりも、バチルスに打ち勝つ體力を備へることの方が肝要であるやうに、外來の文化なり思想なりに中毒されないためには、之に打ち勝つだけの固有文化なり、固有思想を持つことが大切である。但し、日本人が大陸において支那の文化に中毒しないのみならず、その所有せる獨自の文化によつて、反対に支那人を初め、東亞の諸民族を日本化

してゆかうといふには今までのやうな、日本人にしか解らないやうな、神祕的日本主義では駄目である。新東亞建設の原理たるべき日本精神は、廣く東亞の諸民族にも悦服されるやうなものでなくてはならないと思ふ。なほこれが具體化の方法としては、大陸で動く日本人を、一生のうちのある期間、日本内地に歸して教育するとか、マグナギリシャに散らばつた希臘人が、四年に一回オリンポスの祭に本國に歸ってきたやうに、大陸に住む日本人を周期的に日本に歸すとか、大陸至るところに神社を建立するとか、日本内地の年中行事を嚴格に大陸の日本人家庭に持ち込むとか、およそいろいろの事が考へられる。今や陽春五月の候、國都新京の空には、日本男兒の誕生を祝ふ鯉幟が翩翩と翻つてゐる。私は、空前のこの光景に會心の笑を洩らして、故に筆を擱く。

(昭和十五年五月五日稿)